

公益法人日本滑空協会
滑空スポーツ公益基金取扱規程

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）は定款第 4 条に定める事業実施を確実にするため、本協会資産管理規程に基づき、特定資産として「滑空スポーツ公益基金」を設定する。

(使途)

第 2 条 「滑空スポーツ公益基金」の使途は、以下の事業実施に限定する。

- (1) 滑空スポーツ普及に関する事業
- (2) 滑空スポーツ愛好者育成に関する事業
- (3) 滑空スポーツ競技会に関する事業
- (4) 滑空スポーツおよび関連技術の発展に関する事業
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(積立期間および積立限度額)

第 3 条 積立期間および積立限度額については、理事会において別途定める。

(繰入)

第 4 条 当協会は、以下の資産を滑空スポーツ公益基金に特定資産として繰り入れる。

- (1) 滑空スポーツ公益基金として寄付を受けた資産
- (2) 当規程第 3 条に基づく積立額
- (3) 理事会が決定するその他の資産

(支出)

第 5 条 滑空スポーツ公益基金の支出は、理事会の決議により行うものとする。積立期間内における支出も同様とする。

- 2 当規程に定められた使途に限定する。
- 3 第 2 条に定める使途以外に支出せざるを得ない場合、理事会の決議を得なければならない。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

改定履歴

平成 28 年 2 月 13 日

制定

令和元年 6 月 1 日

改定施行

改廃追加